

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘内容

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

(所管課：地域社会振興部文化政策課)

○ 指定管理に係る再委託について、契約伺（支出負担行為）の事務手続が遅延しているものがあつた。

次の指定管理に係る再委託について、契約伺（支出負担行為）の事務手続が遅延していた。

番号	委託業務名	契約伺承認日(支出負担行為日)	契約日(契約期間)	契約額	相手	遅延日数
①	わらべ館夏のレールトイまつり	R 4. 9. 7	R 4. 9. 6 (R4. 8. 3～ R4. 8. 22)	341,000 円	A (団体)	1 か月 4 日
②	イベントカレンダー-11 月号デザイン制作委託	R 4. 10. 27	R 4. 10. 27 (R4. 10. 15～ R4. 10. 23)	55,000 円	B (個人)	12 日
③	「ともしびうた ごえコンサート」 チラシデザイン制作	R 5. 2. 5	R 5. 2. 5 (R5. 1. 27～ R5. 2. 4)	38,500 円	C (個人)	9 日
④	アコーディオン ハウス保守点検 作業	R 5. 2. 17	R 5. 2. 15 (R5. 2. 15～ R5. 2. 15)	308,000 円	㈱D	2 日
⑤	建築設備定期点検	R 5. 4. 10	R 5. 3. 3 (R5. 3. 10～ R5. 3. 15)	301,400 円	㈱E	1 か月 7 日

・ 不適正の原因：担当者の失念、上司の進行管理不足

・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの

講じた措置

担当者の失念及び上司の進行管理不足が原因である。一因として、事業推進室の業務はイベント部門と調査展示部門で仕事の内容や進め方が異なっており、チェック機能が上手く働かなかった。

全職員を対象に適正な事務手続の再確認を行うとともに、事業推進室をイベント係、おもちゃ係及び童謡係の3係に分割し、係長による業務マネジメント機能を強化した。

公益財団法人鳥取県文化振興財団

(所管課：地域社会振興部文化政策課)

○ 委託契約にあたり、支出負担行為が行われていないものがあつた。

・ 委託事業名：令和4年度鳥取県芸術鑑賞教室（高等学校・特別支援学校）対象校送迎にかかるバスの手配について（R4. 10. 15）

・ 概要：20万円以上の契約の伺が、支出負担行為書ではなく、一般起案により行われていた。

※ 公益財団法人鳥取県文化振興財団の会計システムには、契約の伺を支出負担行為の形で行うための仕組みが定められていないため、契約手続においては、支出負担行為書は作成されていない。（県から引き継いだ業務において例外的に支出負担行為書があつた。）

財務規程と実際の会計事務手続きが合致していないので、調整が必

財団の財務規程では、契約の手続等については、原則として鳥取県会計規則の規定の例に準ずることを定めているところ、財団の会計システムには、契約の伺を支出負担行為の形で行うための仕組みがないため、20万円以上の契約手続において、支出負担行為書を作成していなかったものである。

財務規程を一部改正（令和6年1月25日施行）するとともに、契約伺の起案時に支出負担行為も併せて伺うこととした。

<参考>
公益財団法人鳥取県文化振興財団財務規程
第35条 売買、賃借、請負その他の契約は、原則として鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）の規定の例に準ずるものとする。
なお、支出負担行為は、契約伺によるものとする。

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置
要である。 ・契 約 額：297,000円 ・契約の方法：1者による随意契約 ・受 託 者：A（株） ・発生要因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足 ・不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が行われていないもの	
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 （所管課：福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課） ○ 協定書に定める財産台帳及び物品台帳について、整備していなかった。 ・ 概 要：財産台帳（県公有財産台帳）及び物品台帳（県からの貸与物品）については、あらかじめ県が指定管理者に提示すると規定されている。物品台帳については県から提供されたデータにより管理していたが、財産台帳については県から提示されておらず、また、いずれも帳簿として常備するとの認識はなかった。 ・ 財産(建物)：3,604.06㎡（建築面積）、1,464,381,450円（価額） ・ 貸与物品：34,351,779円（取得金額の総額） ・ 不適正の原因：県所管課の関係規程等への認識不足及び担当者及び上司の関係規程等への認識不足 ・ 指摘の考え方：その他財産事務に関し適正でないもので重大なものの又は著しいもの	県所管課の関係規程等への認識不足及び担当者及び上司の関係規程等への認識不足が原因である。 監査委員からの指摘後、速やかに県福祉保健課から鳥取県社会福祉協議会へ財産台帳及び物品台帳を提示。その後、鳥取県社会福祉協議会において、いずれも帳簿として整備し、常備した。
公益財団法人鳥取県食肉衛生協会 （所管課：生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課） ○ 清掃業務委託契約について、契約を締結していなかった。 ・ 概 要：事務所の清掃業務については、従来から、隣接している県（食肉衛生検査所）が委託契約を締結した受託業者と契約している。同協会	事務所の清掃業務について、令和3年3月31日に委託契約が終了していたにもかかわらず、新たに契約を行わず清掃業務を委託していたものであり、これは、担当者の失念及び上司の進行管理不足が原因である。 令和6年9月25日の事務監査による指摘を受け、協会は直ちに契約相手先と協議し、双方合意のもと令和3年4月1日付けで、令和6年3月31日までの契約を締結した。併せて、契約期間中に協会代表者の変更があったので、令和3年6月17

令和４年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置
では平成 30 年度に県が契約した業者と３年間の委託契約を締結したが、契約期間終了後、清掃業務について新たに契約を締結することなく、前契約と同じ業者に清掃を委託していた。県は上記３年間の契約終了後、新たに前契約と同じ業者と契約を締結している。 なお、前契約の業者から、契約終了又は新たな契約締結等について相談は受けておらず、現在に至るまで前契約内容と同じ業務が履行され、当協会是对価を支払っている。 ・ 前契約額：単価契約 日常清掃（12㎡） 900 円／回、ワックス（12㎡）2,800円／回 ・ 前契約期間：H30. 4. 1～R 3. 3. 31 ・ 相 手 方：A（株） ・ 不適正の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足 ・ 指摘の考え方：支出負担行為が行われていないもの	日付けで契約締結者の変更契約も締結した。 所管課として協会に対し直ちに契約を行うこと、今後の会計事務について契約漏れ等が発生しないよう上司が適切に業務の進捗管理を行うことを指導した。

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

2 監査意見

意見内容	講じた措置
1 大山青年の家の利用に際しての事前面談見直し及び食事の提供体制の確保について 地域社会振興部（所管課：文化財局ととり弥生の王国推進課） 教育委員会（所管課：社会教育課） ・監査対象：公益財団法人鳥取県教育文化財団（出資、指定管理者） （指定管理施設：大山青年の家） 公益財団法人鳥取県教育文化財団は、大山青年の家を指定管理者として管理している。 利用希望者は、利用希望日の1か月前までに利用者代表が事前打ち合わせのため直接来所し、事前に協議するよう求められている。その目的は、活動の具体的な進め方の相談や活動プログラムの調整等を行うことを目的としているものであり、家族同士、友人同士などの少人数グループや県外者にとっては、利用に当たって過大な負担となっていると思われる。 については、電子メールによる必要最小限の確認・指導やウェブ会議システム等を使った面談を導入するなど、少人数や県外の利用者の負担軽減を図るよう検討された。 食事の提供については、利用者に温かい食事を提供することや地産地消の食材を使った食事、また地域での雇用の確保などの観点から施設内で調理を提供することとしている。現行の調理体制は利用者にとっても、地域にとっても有意義であると考えられる。しかしながら、調理に従事する人員の確保については遠隔地からの通勤が困難であることなどから今後の継続的实施が困難となる可能性が高まっている。 については、必要な調理員を確保し、今後とも給食体制の維持に努められたい。	指定管理所管課 【教育委員会社会教育課】 （事前打合せについて） 事前の打合せは、活動の目的を安全に達成できるよう、活動内容に沿って大山青年の家と利用者が現地確認を含めて行っているものである。この事前の打合せは来所に限定しておらず、利用者の事情や希望に応じてリモート等に対応も可能としている。本監査では、このことについて説明が不十分であった。 事前の打合せについては、利用者の希望に応じてリモート等での打合せに対応しているところ、より分かりやすく利用者に寄り添った対応となるよう、利用の手引き等に事前打合せの取扱いを明記し、職員にも事前打合せの趣旨・方法・説明の仕方を改めて徹底した。 （給食体制について） 給食業務については、全国の状況と同様、給食業者の撤退や安定した給食提供体制のあり方が課題となっており、大山青年の家においても給食業者の調理員確保は、今後の給食維持に必要と認識している。 給食の提供は、県・指定管理者・給食委託業者の3者契約により行っているものであることから、今後も良質の給食提供を維持していくため、調理員の待遇改善など人材確保に向けた契約内容の見直しや採用活動に3者で協力して取り組んでいく。 なお、上記2項目について、令和6年1月31日に県（社会教育課及び大山青年の家）と指定管理者で対応方針を協議し、共有した方針に沿って協力して実施する旨を確認済みである。
2 職員（獣医師）の確保について 生活環境部（所管課：くらしの安心局くらしの安心推進課） ・監査対象：公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会（出資） 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する	協会では県OB職員を中心として獣医師確保に努めており、令和5年度現在、常勤5名、非常勤15名の獣医師を雇用しているため、当面は獣医師が不足することはないと考えている。 令和6年度から県職員の定年延長もされることから、協会では今後獣医師確保が困難になると考えており、引き続き、県と協会で協力して獣医師確保に努めていくこととしている。

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
る法律（平成2年法律第70号）第21条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から委任された食鳥検査を行うことにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、平成4年に鳥取県が88.24パーセント出資して設立した法人である。これまで検査を担当する職員は主として県を退職した獣医師を採用し、令和4年度には全国第9位となる20,255,540羽の食鳥検査を行い、本県における安全な食鳥肉の供給に寄与する一方、民間養鶏業者が事業拡張を計画しており、検査業務の増大が予想される。また、県職員の定年延長に伴い、県を定年退職する獣医師の採用も困難になることが予想される。 ついては、協会として人員や雇用条件の不断の見直しを図るとともに、県として協会と協力しながら相互の獣医師業務に支障を来すことがないように調整を図るなどして、人財の確保に努められたい。	なお、これまで協会は、以下の取組を進めている。 (1) 人材情報確保に向けた対応 ○県退職者人材バンク登録制度を活用 ○県獣医師会と連携して人材情報を収集 (2) 検査員の処遇改善に向けた対応 ○令和3年3月 ・検査員の獣医師手当のアップ 月額10,000円⇒20,000円 ○令和4年5月 ・福利厚生充実⇒人間ドック及び脳ドック健診料の助成 ○令和5年3月 ・就業規則の一部改正（定年65歳⇒70歳） ・検査員の月額給与アップ 月額238,000円⇒257,000円
3 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について 福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課） ・監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（指定管理者、補助金等） （指定管理施設：福祉人材研修センター） 鳥取県立福祉人材研修センターは、社会福祉に関わる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることを目的として設置した施設である。 平成30年度の監査において福祉用品の展示コーナーに関しては、利用状況を的確に把握し、現在のニーズに応じたより効果的な活用策も検討していくよう意見を述べたところである。 これを受けて調査されたところ、一定のニーズ及び年1回程度の業者による福祉用具展示会利用はあるが、現在のような利用形態を維持することは必然性に乏しいと考えられる。 ついては、福祉用品の試用・体験を行う場所としての活用以外により有効な利用に取り組まれたい。	福祉体験交流プラザについて、利用者アンケートで要望の多かった会議・打合せブースと鳥取県社会福祉協議会の事務スペースに改修することにより、施設利用者の利便性向上及び施設の有効活用を図る（令和7年度に実施設計、令和8年度に改修工事を予定）。

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
4 委託契約等の契約期間について 総務部（所管課：行政体制整備局行財政改革推進課） 地域社会振興部（所管課：文化政策課、スポーツ振興局スポーツ課） 生活環境部（所管課：自然共生社会局自然共生課） ・監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（出資、指定管理者、補助金等） （指定管理施設：童謡館） 株式会社TKSS（指定管理者） （指定管理施設：障害者体育センター） 一般財団法人鳥取県観光事業団（指定管理者、補助金等） （指定管理施設：氷ノ山自然ふれあい館） 本県においては、県と指定管理施設の指定管理者との間で管理運営に関する協定等（以下「指定管理協定」という。）により管理運営の期間の終期を明示し、それ以後当然には継続しない旨を定めている。 しかし、今年度の監査において、指定管理者と民間業者との清掃等の業務委託契約及び自動販売機設置契約において無期限自動継続条項を設けている事例が散見された。 当該業務委託契約については、指定管理協定の期間終了後も自動的に更新される趣旨の規定を設けることは、あたかも恒久的な権利設定を行うとの誤解を生ずるおそれがあり、指定管理者においてもより有利な条件により業務委託をする機会を逸することになり、不適切である。 また、自動販売機の設置契約についても、施設利用者のニーズを鋭敏に反映したり、より有利な条件での設置になるよう見直す機会を逸することになり不適切である。 ついでには、指定管理協定の趣旨に反しないよう契約書の文面を検討されるとともに、特に自動販売機の設置契約においては、利用者のニーズを見直し、新規自動販売機設置業者の参入により有利な条件を得るため、県が行っている有期契約を前提とした更新手続に準じた競争性のある導入手続が行われる方策の検討をされたい。併せ	【総務部行政体制整備局行財政改革推進課】 指定管理者と民間事業者の契約については、県と指定管理者で締結する協定書において管理運営の期間の終期を明示し、それ以後当然には継続しない旨を定めており、指定管理者は当然、協定書に従って業務を行うべきであるところ、一部の施設において指定管理期間終了後も自動的に更新される規定を設けている契約があった。 各施設所管課に対し、所管指定管理施設の契約状況についての点検を行うとともに、協定書に規定されているとおり有期契約が当然であることを周知した。 上記点検等の後、令和6年度の指定管理の更新を契機として、改めて確認を行うとともに、協定書に規定されているとおり有期契約が当然であることを再周知した。 【地域社会振興部文化政策課】 産業廃棄物の処分及び運搬、特殊な展示機器の保守点検など相手方が特定される契約において、事前の申出により更新しないことができる条項があったことから、担当者及び上司の問題認識がなかったものである。 自動継続特約の規定に基づき契約の終了を申し入れるとともに、次期指定管理期間を上限とする新たな契約を締結した。 併せて、全職員を対象に適正な事務手続の再確認を行った。 【地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課】 指定期間終了1か月前に、双方の合意があった場合、自動的に更新する旨の規定を設けていたものである。 設置契約期間を令和6年3月31日までとし、令和6年度からの業者の公募を行った。 【生活環境部自然共生社会局自然共生課】 県と指定管理者で締結した協定書に対する担当者の認識不足により、指定管理者と民間事業者間で締結した委託契約の終期の確認が不十分であるとともに、協定書の遵守についての指導が不十分であったものである。 無期限の自動継続更新となっている契約については、指定管理期間の終期が委託契約の終期となる事を明記した契約書を新たに取り交わすように指導済みである。

令和４年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
て他の指定管理施設も同様の事例がないか 点検され、同様の検討をされたい。	